

＜次世代育成支援対策推進法＞

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館行動計画

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に勤務する職員が、職務と子育てを両立させることができ、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性職員2人以上に育児休業・休暇を取得させる。

＜対策＞

- 平成28年4月～ 制度内容等について院内掲示板などにより職員に周知
- 平成29年4月～ 育児休業取得を促進するために管理職を対象とした研修の実施

目標2：女性職員の育児休業取得率90%以上を維持する。

＜対策＞

- 平成28年4月～ 制度内容等について院内掲示板などにより職員に周知
- 平成29年4月～ 復職後の職務と子育ての両立を支援するために、時短勤務や休暇等の制度についての周知、制度利用・休暇取得促進

目標3：ハラスメントを未然防止する事により、働きやすい環境を作る。

＜対策＞

- 平成28年4月～ ハラスメント防止規則等の全職員への周知等を徹底する
管理職・相談員等対象の研修・教育の実施
一般職員対象の研修・教育の実施
- 平成29年4月～ 相談窓口機能の状況検証・適正化を行う